

第5号様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	令和2年度 清須市福祉施設運営委員会
開催日時	令和2年7月3日（金曜日） 午後1時27分から午後2時45分まで
開催場所	清須市役所 北館2階 第1・2会議室
議題	1 開会 2 挨拶 3 委員紹介 4 委員長、副委員長の選出 5 議事 (1) 福祉施設利用状況について (2) 西枇杷島老人福祉センター児童館移転後の施設利用について (3) 福祉施設の指定管理評価について 6 その他 7 閉会
会議資料	資料1 清須市附属機関等の会議公開制度の概要 資料2 清須市福祉施設運営委員会規則の概要 資料3 令和元年度西枇杷島老人福祉センター等事業報告 資料4 西枇杷島老人福祉センター児童館移転後の施設利用について 資料5 令和元年度福祉施設の指定管理評価について
公開・非公開の別 (非公開の場合 その理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	2人
出席委員	林委員、河野委員、飯田委員、渡辺委員、伊藤委員
欠席委員	なし
事務局	[健康福祉部] 河口健康福祉部長 [社会福祉課] 鹿島課長、岡田課長補佐兼係長、横井主任 [高齢福祉課] 古川課長、幸村課長補佐、鈴木主任主査
1 開会 <事務局>	定刻前ですが、皆様お揃いですので、ただ今から「令和2年度清須市福祉施設運営委員会」を開会いたします。 本日、司会を務めます健康福祉部社会福祉課長の鹿島でございます。 資料2の「清須市福祉施設運営委員会規則の概要」の中にある「清須市福祉施設運営委員会規則」第9条の規定にありますが、この委員会の事務局は健康福祉部社会福祉課が行います。 本日は、第1回目の委員会であり、会議の議長となる委員長がまだ選出されておりませんので、委員長の選出まで、事務局の方で進行させていただきます。 恐縮ですが、以降、着座にて進行いたします。よろしくお願ひいたします。 はじめに、本日の委員の出席状況について、御報告いたします。 本日は、全員の方に御出席いただいておりますので、同じく、資料2の「運営委員会規則」第8条第

2項に規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

ここで、「資料1 清須市附属機関等の会議公開制度の概要」を御覧ください。

清須市では、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進するため、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定め、法令等で非公開の規定がある場合や個人情報等について審議する場合を除き、原則として公開することとしています。

要綱第4条に「会議の公開又は非公開の決定は、委員長が当該会議に諮って行うものとする。」とありますので、本来であれば、委員長が選出された後に決定していただく事項ですが、この会議の傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、会議の公開、非公開について、この場で皆様にお諮りしたいと存じます。

この会議を公開することについて、ご異議ございませんか。

<委員>

異議なし。

<事務局>

ありがとうございます。委員の皆様から、「御異議なし。」とのお声をいただきましたので、この会議を公開することに決定し、傍聴を希望される方に入室していただきますので、しばらくそのままでお待ちください。

2 挨拶

<事務局>

お待たせいたしました。次に、次第の「2 挨拶」でございます。

本来であれば、永田市長が御挨拶を申し上げるところですが、他に公務が入っておりますので、清須市福祉事務所長の河口から、御挨拶申し上げます。

<河口部長>

河口部長から挨拶

3 委員紹介

事務局から委員紹介

4 委員長、副委員長の選出

<事務局>

続きまして、次第の「4 委員長、副委員長の選出」に移ります前に、この委員会の概要について御説明いたしますので、資料2 「清須市福祉施設運営委員会規則の概要」を御覧ください。

この委員会では、清須市が設置した6つの福祉施設の運営に関して、委員の皆様方から御意見を賜り、適切な施設運営につなげるため制定されました。

6つの福祉施設は、資料右下の別表を御覧ください。

清洲総合福祉センターの所管は、社会福祉課で、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人清須市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、管理・運営を行っております。

西枇杷島老人福祉センター、西枇杷島生きがいセンター、西枇杷島老人憩いの家、新川福祉センター、春日老人福祉センターの所管は、高齢福祉課で、管理・運営も高齢福祉課が行っております。

委員の任期は、第5条にあるとおり1年で、皆様方には、令和2年6月1日から令和3年5月31日までを任期としてお願いいたします。

第6条では、委員会に、委員長及び副委員長を置き、第7条で、委員長は、委員会を代表し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するとされております。

委員長及び副委員長は、第6条第2項で、委員の互選によるものとされておりますが、これについて、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

<河野委員>

委員長は、平安の里施設長の伊藤委員に、副委員長は、民生児童委員の林委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

<事務局>

ただいま、河野委員から、「委員長には伊藤数広委員、副委員長には林恵子委員にお願いしてはどうか。」という御意見がありましたら、委員の皆様、いかがでしょうか。

<委員>

異議なし。

<事務局>

ありがとうございます。委員の皆様から、「異議なし。」とのお声をいただきましたので、伊藤委員に委員長を、林委員に副委員長をお願いしたいと存じます。

なお、委員長席をご用意しておりますので、伊藤委員長につきましては、席の移動をお願いいたします。

それでは、ここで、伊藤委員長、林副委員長から御挨拶をいただきたいと存じます。

<伊藤委員長>

伊藤委員長から挨拶

<事務局>

ありがとうございます。続きまして、林副委員長、よろしくお願ひいたします。

<林副委員長>

林副委員長から挨拶

<事務局>

ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、「資料1 清須市附属機関等の会議公開制度の概要」をもう一度御覧ください。

会議の冒頭で、この会議は公開することに決していただいておりますが、第7条で、会議録等の作成を定め、第8条で清須市のホームページ等で公開することとしております。

会議録の公表に向け、会議録の正当性をお認めいただくためにも、委員長には会議録署名委員を決めいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

<伊藤委員長>

ただいま、事務局から、会議録署名委員を決めてもらいたいとのことであるので、本日の会議の会議録署名委員は、座席順に河野委員と飯田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

5 議事

<事務局>

ありがとうございます。これより、議事に入りますが、ここで議事運営につきましてお願いがございます。会議で発言をしていただく際には、必ず挙手をしていただき、委員長の指名を受けた後、係の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じて、お名前をおっしゃっていただいた後、御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行は、会議の議長となります伊藤委員長にお願いいたします。

<伊藤委員長>

それでは、会議を進めます。

始めに、議事（1）福祉施設利用状況について、事務局から説明してください。

<事務局>
(資料3を説明)

<伊藤委員長>

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、御意見、御質問がありましたら、お願ひします。

<飯田委員>

非常に細かい説明をありがとうございました。新川の老人福祉センターに入浴施設がございますが、その利用状況を教えていただけますでしょうか。もちろん、今はコロナの関係で使用を中止されていると思いますが、わかる範囲で結構ですので、よろしくお願ひいたします。以上です。

<事務局>

新川福祉センターの浴場の利用につきましては、最後に御説明いたしました表の中をご覧ください。A4の横の資料になります。真ん中より下の部分に新川福祉センターとありますので御覧ください。その中に、浴場の利用者数が記載されています。こちらは延べ人数になりますので、おひとりの方が一年間に複数回利用されればその分だけカウントされます。平成30年度の延べ人数につきましては、12,669人です。令和元年度につきましては6,111人です。かなり激減をしている状況ですが、理由といたしましては、コロナウィルスによる影響もそうなのですが、新川福祉センターの浴場の利用者は特定の方が多く、お一人の利用回数が多いため、ほとんど毎日利用される方が亡くなられたり、利用をやめられたりしますと、回数自体が大きく減ってしまうためございます。

<飯田委員>
ありがとうございました。

<伊藤委員長>
他に質問はありませんか。では、河野委員。

<河野委員>

はい。教えていただきたいのですが、高齢者福祉施設には使用料が無料の方と有料の方がいますよね。この有料・無料の要件である「高齢の方」というのは、70歳以上の方が無料ということでしょうか。

<事務局>
こちらで無料の方というのは、老人福祉施設の場合、60歳以上の方が対象となります。一般利用につきましては、60歳以上の方でも夜間の利用となりますと一般利用扱いとなります。一般利用の年齢の内訳は申請の段階でも取っていませんので、高齢福祉課でも把握できていない状況です。

<河野委員>
すみません、夜間になると60歳以上の方も一般利用扱いになるということですか。

<事務局>
はい。

<河野委員>
それはどういったシステムでしょうか。

<事務局>
高齢者の方が利用できる時間が、施設によって違うのですが、例えば西枇杷島の老人福祉センターですと、開館時間が午前9時から午後5時となっています。それを超えて夜間に高齢の方が利用される場合だと、有料の一般利用扱いとなります。

<河口部長>

その点ですけれども、資料の1枚目、西枇杷島老人福祉センターがございます。この開館時間を見ていただきますと、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時となっており、老人福祉施設としての開館時間は午前9時から午後5時となります。それ以降の時間につきましては、一般利用者へ貸し出しをしておりますので、使用料を取っております。しかし、また後で触れますが、春日の老人福祉センターを見ていただきますと、開館時間が月曜日から金曜日の午前9時から午後9時までとなっています。清須市内の老人福祉施設の利用形態が若干違っておりますので、そのあたりを精査するため、検討を重ねております。どのように決着するのかは検討中ですが、そういったところで御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

<伊藤委員長>

他はよろしいですか。

<渡辺委員>

老人憩の家の鍵を西枇杷島創造センターまで取りにいらっしゃるのですが、その鍵をさわやかプラザの方で預かっていただくことはできないのでしょうか。老人憩の家はさわやかプラザの目の前なのですが、創造センターまで取りにいくとなると、返却の際も考慮すると、少し遠くなってしまうのではないかといつも思うのですが、何とかならないでしょうか。

<事務局>

鍵の受け渡しにつきましては、西枇杷島老人憩の家の所管課が高齢福祉課、さわやかプラザの所管課が生涯学習課となっております。現在のところ、所管課の施設で鍵の受け渡しをしております。今後につきましては、市民の方の利便性を考慮した上で、検討させていただきます。

<伊藤委員長>

是非、事務局で検討してください。その他ございますか。

他に、ご質問もないようですので、これで議事（1）を終わります。

続きまして、議事（2）西枇杷島老人福祉センター児童館移転後の施設利用について、事務局から説明してください。

<事務局>

（資料4を説明）

<伊藤委員長>

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

<渡辺委員>

私も西枇杷島老人福祉センターで習い事をしております。現在、図書室で行っています。人数としては4, 5人で少ないので、その中で毛筆をされる方、囲碁をされる方が重複して部屋の利用をしているような状況です。1階の空き部屋などを利用できるようにして、たくさんの方が利用ができるように変えていただけないでしょうか。囲碁の方も毛筆の方も、文句があるわけではないのですが、違うところと一緒にやっているのはいかがなものかという意見もございますので、ご検討いただけますと幸いです。

<伊藤委員長>

そうですね、1階の方は空き部屋があるということで、ぜひ使用できるように検討をお願いいたします。

その他に何かあれば。

<河野委員>

例えば、西枇杷島老人福祉センターの遊戯室が大きいので仕切りなどを使用して同じ部屋に違うクラブを入れるなどの工夫はできないのでしょうか。

<事務局>

高齢福祉課の古川です。空き部屋につきましては2か所増えます。遊戯室につきましては、高齢者の方が体操などをできる程度の広さの部屋が必要ということで、細かく仕切らずに、空き部屋が2か所増える分で対応できれば良いと今のところは検討をしております。まだ、正式な決定はしておりませんが、そのように検討をしております。

<河野委員>

ありがとうございました。

<伊藤委員長>

ありがとうございました。その他に、御意見、御質問はございませんか。

<河口部長>

先ほど説明の中で貸し部屋として検討を図ると事務局より説明をいたしましたが、本日この会議が福祉施設の運営委員会ということで、部屋の用途など細かい点につきまして、皆さんの御意見を踏まえながら決めていきたいと考えております。今、本日この場においては、老人福祉センターの児童館移動後は貸館としていきたいということで、委員の皆様の御了解をいただきたいと考えております。

<伊藤委員長>

そうですね。貸館ということは、有料施設にするということでしょうか。

<河口部長>

老人福祉施設ですので、60歳以上の方が利用される場合は、議事（1）で説明させていただいたとおり、無料となります。それ以外の夜間の利用については貸館ということになってくるかと思います。

<伊藤委員長>

その他に、御意見、御質問はございませんか。

他に、ご質問もないようですので、これで議事（2）を終わります。

続きまして、議事（3）福祉施設の指定管理評価について、事務局から説明してください。

<事務局>

（資料5を説明）

<伊藤委員長>

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、御意見、御質問がありましたら、お願ひします。

<飯田委員>

厨房施設を撤去するというのは、1階の元喫茶店のある所のことを言っているわけですね。

<事務局>

はい。

<飯田委員>

現在休みになっていますね。利用者の意見も参考にしたうえで、部屋の有効活用をしていただければと思います。

それと、今までの事業者は施設利用者のみに絞った営業をしていたのですが、付近の産業関連施設を

利用する一般の利用者が利用できるような工夫を検討してください。よろしくお願ひいたします。以上です。

<事務局>

貴重な御意見どうもありがとうございました。経緯を説明いたしますと、もともと入っていた事業者が倒産するという我々も想定していない状況に陥った後、市内の事業者を中心として継続的に事業を行っていただける事業者を探しておりました。清洲総合福祉センターの近辺はロケーションとしては悪くはなく、お花見やお祭りの季節は比較的観光客は多いです。しかし、施設利用者及び清洲城の観光客を取り込むとしても、平日となると、お客様の数が見込めないということで、次にやっていただける事業者がなかなか見つかりませんでした。

そういう状況に加えて、社会福祉協議会が自前で災害時の備蓄品をそろえるなどをして、施設のスペースが手狭になってきたという話もありました。そこで、今年度、厨房施設を撤去して倉庫として活用しようとしておりました。

その後、ある事業者から、そのスペースを利用して、皆さんの健康づくりに寄与するような福祉カフェを行いたいという申し出がございました。社会福祉協議会が実施する事業ともコラボレーションをしていきたいといった話もありましたので、前向きに進めていくように現在調整をしているところでございます。

清洲総合福祉センターのロケーションは良いのですが、一般の清洲城の観光客を取り込むには、もう一工夫必要なかなと思います。まずは清洲総合福祉センターという施設の目的を第一に考慮して、福祉カフェによって市民の皆様方の福祉・健康の増進につながるような事業を進めていきたいと考えております。

<伊藤委員長>

ありがとうございます。はい、どうぞ。

<渡辺委員>

昔から厨房施設がそのまま放置されていることについて、問題視しておりましたが、今ここで厨房施設の撤去を今年度実施すると聞けて、良かったです。厨房の中は物が沢山あるのですが、汚くて、入るにも入れないような状況になっていたので、何とかしてもらわないと清洲総合福祉センターの利用者のためにならないと感じingおりましたので、これで一步進んだなと感じました。

それと、清洲総合福祉センターの利用料は、他の施設の利用料と比べて高いなと感じておりましたが、資料の中でこれだけ沢山の修繕があるということで、その理由がよくわかりました。

<伊藤委員長>

利用料金については合併の時から問題がありましたね。町の時は無料であったとか、合併してからお金を取りようになったとか。はい、林委員。

<林委員>

はい。お風呂がありますよね。どれくらいの利用者がいますか。利用料は無料ですか。

<事務局>

清洲総合福祉センターの場合は老人福祉施設とは異なりますので、皆様無料で御利用いただけます。お風呂の場所が、和室の利用者等も含まれたふれあいルームの令和元年度の利用者が延べ人数で16,956人、入浴者数が14,020人になります。毎日のように御利用されている方も見えますし、遠くから自転車で御利用されている方もいると聞いております。現在はコロナ禍の影響で入浴施設は休止しておりますので、今後再開の時期が来れば広報等を通じてお知らせしたいと考えております。

<伊藤委員長>

他に、御意見、御質問はございませんか。

他に、御質問もないようですので、これで議事（3）を終わります。

以上で、本日予定されていた議事は全て終了しました。

6 その他

<伊藤委員長>

続きまして、次第の「6 その他」に移りますが、事務局から何かありますか。

<事務局>

高齢福祉課の古川でございます。先ほど議事（1）の方で高齢福祉施設の開館時間・閉館時間が統一されていないことを御説明させていただいたところでございますが、現在それらを統一できないか検討している状況でございます。検討次第では、再度委員会を開催させていただいて、御報告させていただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

<伊藤委員長>

他に、何かありますか。

<事務局>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、清須市の公共施設は5月31日まで休館としていましたが、国の緊急事態宣言指定区域の解除や愛知県内の感染状況が落ち着いていることなどから、感染防止対策の実施を前提に、6月1日から公共施設を再開しております。

ただし、清洲総合福祉センター、新川福祉センターにおける入浴施設やカラオケ、コーラス、囲碁、将棋など、飛沫感染又は密接のリスクが高い使用を目的とした貸館の利用は、引き続き利用を休止しています。入浴施設等の再開についての御要望もいただいておりますが、まだまだ先が見通せない状況が続く現状では、直ちに施設の再開とはならないと思われます。

こういった中でも、施設利用を停止することなく、また、新型コロナウイルス感染者を出すことなく、施設運営を行ってみえる伊藤委員長から、施設利用の再開やコロナ禍での施設運営等についての御見識を是非ともお伺いしたいと思います。

<伊藤委員長>

非常に今、厳しい状況でございますけれども。私も今、施設におきまして、日常生活から職員が気を使ってやってくれるという、そういった中で、今のところは西春日井福祉会、何事もなく済んでおります。

これもいつコロナによる感染者が出るかわかりません。清須市だけではなく、愛知県、東京は特に今大変な状況ですが、皆さん気を付けて、お過ごしいただければと思います。一刻も早くコロナが終息することを祈っております。以上です。

<事務局>

ありがとうございました。

本日いただきました貴重な御意見・お話は、今後の福祉施設の適切な運営・管理につなげてまいりたいと考えております。なお、今後の予定につきましては、高齢福祉課からの説明にもありました、年度内にもう一度、皆様方にお集まりいただくことも考えております。お集まりいただく時期が決まり次第、御連絡させていただきますので、その節には、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しいところ、福祉施設運営委員会に御出席いただき、誠にありがとうございました。事務局からは、以上です。

7 閉会

<伊藤委員長>

それでは、これをもちまして、令和2年度清須市福祉施設運営委員会を終了します。皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。

問 合 せ 先

健康福祉部 社会福祉課
電話 052-400-2911 内線1513

会議の経過を記録して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名委員 河野とむえ 

署名委員 飯田孝 